

令和 8 年度会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （低学年支援教員）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	低学年支援教員
採用予定人数	1 名
職務内容	・ 小学校 1 ・ 2 年生における、通常の学級に在籍する児童を対象とした生活及び学習の支援に関すること。 ・ 小学校 1 ・ 2 年生における、児童の校外学習等の引率の補助に関すること。 ・ 放課後に実施する補習授業に関すること。（この場合に限り、全ての児童を対象とする）
勤務地	柏市内小学校、教育委員会指導課

2 任期

令和 8 年 1 0 月 1 3 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

※ 1 任用（採用）開始日から 1 月（1 月の勤務日が 1 5 日に満たない場合、1 5 日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、正式採用とはなりません。

※ 2 地方公務員法第 2 2 条の 2 の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1, 8 6 0 円

※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 勤務時間

ア 勤務時間：1 日当たり 7 時間（時間外勤務：無）

（午前 8 時から午後 4 時 3 0 分までのうち 7 時間とする。別に休憩時間は 4 5 分）

イ 勤務日：1 週間の勤務日数は原則 5 日とする。（月曜日から金曜日までのうち、勤務表で定める日）

ウ 休日：土・日曜日・祝日・年末年始、学校休業日、別途配属先の長が定める振替休業日

※休日及び長期休業期間中の学校行事による勤務は、ウにかかわらず、勤務日とする場合がある。

※長期休業期間の勤務は原則なし。

(5) 休暇

特別休暇（忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有

イ 雇用保険の適用 有

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

(1) 小学校又は中学校いずれかの教員免許状を所持していること。

※ 免許状が休眠状態や失効状態にある方は、再授与等の手続きが完了し、現在有効な免許状であることを確認して下さい。

(2) 心身ともに健康で、児童と共に身体を動かすことのできる体力があること。

(3) 地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和8年9月30日（水）	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市沼南庁舎	
試験種目・試験内容	書類審査	申込時に提出の小論文「低学年児童の学校生活において私が支援できること」から審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
 - ア 令和8年度会計年度任用職員選考受験申込書（写真を貼付）
 - イ 小論文「低学年児童の学校生活において私が支援できること」

※ 学習面及び生活面の両方に言及しながら、どのように児童を支援していくか等を記入。（A4縦用紙に横書き1枚程度）
 - ウ 所持している教員免許状の写し（両面）

※ 更新講習修了者は、更新講習修了確認証明書の写しも添付すること
- (2) 申込受付期間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月18日（金）
 郵送または直接ご持参ください。（期限内必着）
- (3) 申込先

柏市教育委員会学校教育部指導課
 （〒277-8503 柏市大島田48番地1）

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知

令和8年10月上旬頃に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職

合格者は、令和8年10月13日付けで、低学年支援教員として採用する。

8 注意事項

- (1) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。
- (2) こども性暴力防止法に基づく措置

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります（事業や担当、職種によっては、認定申請を行い、認定された場合。）。
 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。
 これらの制度の施行を踏まえ、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。
 この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。